

特集 いらっしゃいませ 中央区役所です

忘れちゃいけない！住民票の異動は **1階** で

項目	中央区から市外へ引越し	窓口	市内、区内での引越し	詳細
住民票	◆転出届（新しい住所を確認の上届け出てください。引越しの14日前から可能です。転出証明書が発行されます）※届け出人の名前が確認できるもの（健康保険証など）を持参	1階 ②～⑨	◇転入・転居届（新しい住所は枝番まで、マンションなどの場合はその名称、部屋番号まで必要です。転居後14日以内に届け出てください）※届け出人の名前が確認できるもの（健康保険証など）を持参	戸籍住民課
転校 (小・中学校)	現在の学校から在学証明書をもらい、転出先で転入届と一緒に提示	1階 ②～⑨	◇在学証明書を転入・転居届の際に提示して、転入学通知書を受け取り、在学証明書と一緒に学校へ提出 ※在学証明書（現在の学校で発行）を持参	住民記録係
印鑑登録	◆印鑑登録証を返還（転出届で自動的に廃止されます）	1階 ②～⑨	なし（転入・転居届で自動的に住所変更されます）	

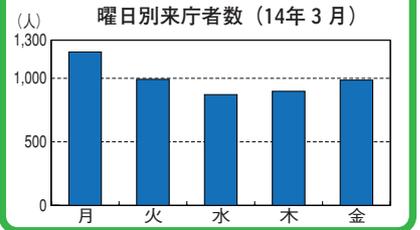
市外から中央区に引越しの場合：前住所地発行の転出証明書、届け出人の名前が確認できるもの（健康保険証など）を持参して転入の手続きを。その他の手続きはお問い合わせください。

区役所が込むのはいつ？

例年、3月中旬～4月中旬にかけては住所の異動が多く、各窓口が混雑します。

1階の窓口では、月曜日や祝日の翌日、1日の中では午後2時30分ころが込み合います。待ち時間は平均で10分程度ですが、4月1日などには1時間近くになることも。

混雑を緩和するため、朝一番に利用する、可能であれば3月最終週・4月第1週を避ける、届け出以外の住民票などの証明は区役所以外を利用する（右ページ参照）などのご協力をお願いします。



保健センターのご案内

区役所の南側にある中央保健センターの庁舎では、以下の業務を行っています。

地域保健課

1階：乳幼児健康診査、歯科相談、生活改善相談、エイズ・結核検査など（詳しくは中央8ページをご覧ください）

2階：母子手帳交付、特定疾患、精神保健、母子・乳幼児・成人の健康づくりの事務など

生活衛生担当（2階）

食品衛生、環境衛生など
以上 ☎511-7221

子育て支援担当（1階）

乳幼児を持つ子育て家庭への各種支援など ☎511-6399

地域振興課（6階）

住民組織、各種統計調査、地域生涯学習活動、交通対策、交通災害共済など ☎231-2400



税の関係は **3階** で

項目	中央区から市外へ引越し	窓口	市内、区内での引越し	詳細
固定資産税	土地・家屋の所在する役所へ住所変更の届け出—電話・はがき可			家屋係 土地係 課税課
軽自動車税	◆廃車届（廃車証明書が発行されず）※標識（ナンバープレート）、標識交付証明書、印鑑を持参（転出先でも手続きが必要）	3階	なし（転入・転居届で自動的に住所変更されます）	課税課
	軽自動車 軽二輪車 (125cc超250cc以下)		転出先の軽自動車協会で行手続き	札幌地区軽自動車協会（北区新川5-20 ☎768-3955）で行手続き
	小型二輪車 (250cc超)		転出先の運輸支局で行手続き	札幌運輸支局（東区北28東1 ☎731-7165）で行手続き

